

川内川激特・鶴田ダム再開発速報

さつま町内の激特事業に関する進捗状況などについて、お知らせします。

1. 激特事業の状況と今後の予定について

現在、計画説明の同意を得られた地区から順次、用地等調査及び調査完了箇所においては用地協議に着手しています。

用地等調査については、虎居地区を含むさつま町内全13箇所中11箇所の用地調査等を平成19年度末で完了しており、残る2箇所についても調査に着手しています。

また、現在用地等調査を完了させた10箇所において用地協議中であり、用地取得が完了した箇所より逐次工事を実施していくこととしています。

なお、大願寺地区におきましては、関係者の方々の多大なるご協力のもと、用地の取得が完了しましたので、今後、工事着手に向けた手続きを進めていきます。

2. 激特事業工事箇所

- ・二渡地区（山崎大橋上流側築堤約900mの内600m）H20年3月末完成
- ・推込分水路箇所においては、用地未取得箇所を除く樹木伐採を6月末までに完了させており、現在、埋蔵文化財調査を今年度未完了を目途に実施しています。また、分水路開削に伴う掘削土砂の運搬用通路として、川内川に2箇所の仮橋設置工事を実施しています。
- ・穴川橋架け替えに伴い、現橋梁の撤去工事に着手しています。橋梁の橋台設置に伴い町道佐志駅穴川線が12月初旬から通行止めになる予定です。
工事期間中の通行などご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

3. 鶴田ダム再開発事業の進捗について

再開発事業は、ダムを運用しながら大規模な施設改良を行う事業です。その為詳細な検討を要するもので、現在、設計等技術的な検討を実施しています。

工事に関しては、平成19年度から工事用道路の測量や用地測量を実施しており、今年度（平成20年度）は、町道平江線を工事用道路として一部拡幅工事を実施する予定です。

今後とも河川事業におけるご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】 国土交通省 川内川河川事務所 調査課 課長 竹下真治
開発工務課 課長 樋口俊二
☎(0996) 22-3271

●災害による住宅特例措置の減免期間終了について

住宅用地（1）は、税負担を特に軽減する必要からその面積の広さによって小規模住宅用地（2）とその他の住宅用地（3）に分けて特例措置が適用されています。

平成18年に発生した「鹿児島県北部豪雨災害」において、住宅を解体し非住宅用地となった土地についても、町条例に基づき平成20年度まで特例措置を延長してきましたが、平成21年度から減免期間が終了し本来の税額に戻ることとなります。

- 1 住宅が建っている土地
- 2 住宅用地で200㎡までの課税標準額が6分の1に軽減されます。
- 3 住宅用地で200㎡を超えた部分の課税標準額が3分の1に軽減されます。

■問い合わせ 町役場 税務課 資産税係 内線2115・2116

第1回宮之城地域川づくり検討会〈H19.11〉

第1～5回川づくり住民部会〈H19.12～H20.6〉

・利用や環境、景観等について出された意見等を集約した川づくり（案）や図面の提示

第2回宮之城地域川づくり検討会〈H20.8〉

第1回川まちづくり懇談会〈H20.12.18〉

- ・イベント、祭り、平時の利用や維持管理のあり方について
- ・川内川の将来像について

国土交通省川内川河川事務所では、川内川河川激特事業完了後の河川の利活用や維持管理のあり方など、まちづくりを視野に入れた川づくり（川まちづくり）を推進するために住民懇談会を開催します。皆様の多数の参加をお願いいたします。

●内 容

さつま町内（宮之城地域）の環境・景観・歴史、まちづくりと川づくりが一体となった河川の利活用（イベント、祭り、平時の利用）や維持管理のあり方及び川内川の将来像について、地域住民と行政が意見交換を行います。

●参加者 どなたでも参加出来ます。

●検討手法 懇談、ワーキング、現地調査など

◎第1回さつま町地域川まちづくり懇談会の開催について

日 時 12月18日（木）午後6時30分～午後8時

場 所 虎居地区公民館

問い合わせ

川内川河川事務所 宮之城出張所 ☎0996-53-1756

川内川河川事務所 調査課 ☎0996-22-3271

役場災害復興対策課 ☎0996-53-1111

